

## < I B 定期 [複利型] > 商品概要説明書

令和2年4月1日現在

1. 商品名	・ I B 定期 [複利型]
2. 販売対象	・ 個人のみ
3. 期間	・ 3年、4年、5年 ・ 自動継続 (元利金継続) のみの取扱となります
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ インターネットバンキング資金移動取引のご利用により一括預入 ・ 1,000円以上1,000万円未満 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・ 満期日に一括して払戻します ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヶ月ごとの複利計算
7. 税金	・ 利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追徴されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります (マル優の取扱はできません)
8. 中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別紙一覧表1の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します
9. 金利情報の入手 方法	・ 金利はホームページ上の金利情報、店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
10. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所(北上信用金庫 総務企画部 9時~17時、電話0197-72-7828)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
11. その他参考と なる事項	・ 満期日以後の利息 (自動継続扱いの継続を停止した場合を含みます) は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・ この預金は、「自由金利型定期預金 (M型) 規定」によりお取扱します 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください